



川俣公民館だより

令和3年1月15日号
発行川俣公民館
電話562-0321



公民館及び地区グラウンドの

夜間（午後5時以降）貸出しの中止について

国は、1月7日、埼玉県を含む首都圏の一都三県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令しました。

そこで、羽生市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり公民館及び地区グラウンドの午後5時以降の貸出しを中止することにいたしました。

日頃から公民館及び地区グラウンドをご利用いただいている皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

○午後5時以降の貸出しを中止する期間

令和3年1月9日（土）から令和3年2月7日（日）まで

※今後の状況により、期間について変更になる場合があります。

★はつらつ教室★

令和3年1月は、
お休みになります。

（高齢介護課）

★2月の休館日のお知らせ★

通常休館日 2日、9日、16日
建国記念日 11日（木）
天皇誕生日 23日（火）
振替休日 24日（水）

